



# 守口市消費生活センター くらしナビ

## 排水管洗浄の勧誘にご注意ください！！



### 助言



#### 【事例1】

突然訪問してきた業者に庭の排水溝のところまで呼び出され、「溝が詰まっている。台風が来たら大変なことになる」と言われた。言われるがまま排水管高圧洗浄を依頼して3万2千円支払ったが、冷静になって考えると必要なかったのではないかと思う。

#### 【事例2】

一人暮らしで高齢の母が、格安で排水管洗浄をすると訪問してきた業者に、排水管洗浄後、床下のシロアリ駆除工事を勧められ、100万円もの契約をしていた。

排水管の無料点検後に「このまま放置すると大変なことになる」などと不安をあおり契約を急がされたり、格安の排水管洗浄の契約をきっかけに、別の高額な工事等の契約を勧誘されたという相談が寄せられています。

業者から排水管等の状況を伝えられてもうのみにせず、自分でも確認をしたり、業者に十分な説明を求めましょう。必要のない契約はきっぱりと断り、必要性を感じても、トラブル防止のため、その場での契約は避け、数社に見積もりを取り、よく比較検討したうえで契約しましょう。

訪問販売で契約したときは、クーリング・オフ制度により、契約書を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除できる場合があります。

訪問販売では、その勧誘に先立って、事業者名、勧誘をする目的であること、勧誘する商品やサービス名などを告げることが法律で義務付けられています。また、消費者が断っているのに勧誘を続けたり、再び訪問して勧誘することは禁止されています。トラブル防止のため、ルールを守らない業者との取引はやめましょう。

なお、大阪府消費者保護条例では、訪問販売業者から見える場所に「訪問販売お断り」と明示したステッカーなどを貼ってある場合は、「拒絶の意思を表明している」と認め、消費者に対し勧誘する行為を禁止しています。訪問販売を望まない場合は、お断りステッカーを貼っておきましょう。

お断りステッカーは消費生活センター窓口でお渡ししていますので、是非ご活用ください。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）